2018年12月17日

各位

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
（コード番号：8729　東証第一部）

本日、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の100%子会社であるソニー損害保険株式会社が下記プレスリリースを行いましたので、お知らせします。

記

ソニー損害保険株式会社　プレスリリース（添付）
自動車保険の商品改定について

以　上

【お問合せ先】
ソニー損害保険株式会社　経営企画部　広報課　（電話：03-5744-0330）

ソニー損保

News Release

2018 年 12 月 17 日

自動車保険の商品改定について

「**無事故割引（2,000 円）**」の新設および各種割引や保険料水準の改定を行います。
（対象：2019 年 4 月 1 日以降が保険始期日となるご契約）

ソニー損害保険株式会社（代表取締役社長：丹羽 淳雄、本社：東京都大田区、以下「ソニー損保」）は、2019 年 4 月 1 日以降が保険始期日となるご契約を対象に、自動車保険の商品改定を実施します。(*1)

(*1) 改定後商品の申込手続開始日は、新規契約は保険始期日の 90 日前、当社継続契約は保険始期日の 65 日前です。

今回の商品改定では、参考純率(*2)の改定や直近の当社の保険金支払状況等に基づいた、各種割引や保険料水準などの見直しを実施します。

また、より合理的な保険料を提供するため、前契約に等級ダウン事故等がない場合に、等級ダウン事故等があった場合に比べて保険料を 2,000 円割引く「無事故割引」を新設しました。「無事故割引」はノンフリート等級制度に加えて適用する割引で、前契約の保険会社を問わず適用対象とします。

(*2) 参考純率とは、損害保険料率算出機構が、会員である各損害保険会社の契約や事故データをもとに算出し、参考値として会員の各損害保険会社に提供している保険料率です。当社の今回の商品改定は、損害保険料率算出機構が 2017 年 5 月に発表した参考純率に基づいたものです。

【主な改定内容】

◇ 「無事故割引」の新設（他社からの切替えも適用対象）

前契約の保険会社を問わず、前契約に等級ダウン事故等が無い場合に(*3)、等級ダウン事故等があった場合に比べて保険料を 2,000 円(*4)割引く「無事故割引」を新設します。事故歴に応じて割引率が段階的に上昇するノンフリート等級制度に加えて適用する割引のため、事故の無いお客様は事故があった場合に比べて保険料をさらに抑えることができます。(*5)

なお、前契約の保険会社を問わずに「無事故割引」が適用される自動車保険は、2018 年 12 月 17 日時点では、ソニー損保の自動車保険のみです。

前契約の事故状況	割引額
等級ダウン事故等がない	2,000 円
等級ダウン事故等がある	−

(*3) 保険期間が 1 年以上の前契約があり、前契約の保険期間内に 3 等級ダウン事故・1 等級ダウン事故・等級すえおき事故がないことを指します。保険期間の途中で解約した場合など、前契約の既経過期間が 1 年未満の場合は無事故割引の適用外です。なお、前契約は、ソニー損保でもソニー損保以外でも、いずれも「無事故割引」の適用対象となります。

(*4) 前契約で等級ダウン事故等がある契約と比較した保険料の差額です。

(*5) 保険料水準の全面的な改定を実施するため、無事故割引が適用されたときでも、契約によっては保険料が前契約より上がる場合もあります。

◇ 保険料水準の改定

参考純率の改定や、直近の当社の保険金支払状況等に基づき、保険料水準を全面的に改定します。

この違いが、保険を変えていく。 FEEL THE Difference

◇ 各種割引および特約の補償の改定

直近の当社の保険金支払状況等に基づき、下表のとおり割引率や補償の改定を行います。

		改定前	改定後
割引(*6)	ゴールド免許割引	10%	12%
	新車割引	5%	9%
特約	個人賠償特約の保険金額（支払保険金の限度額）	1 回の事故につき 1 億円	1 回の事故につき 3 億円

(*6) 割引は、保険料の全体には適用しません。保険料のうちリスクに応じた部分にのみ適用するため、保険料全体に対する割引率は、ご契約の条件等により、表の数値とは異なる場合があります。

◇ 運転者限定区分の改定

改定前は「本人限定」「本人・配偶者限定」「家族限定」「限定なし」の 4 区分ですが、「本人限定」と「本人・配偶者限定」、「家族限定」と「限定なし」の損害率（保険成績）に大きな差が見られないため、それぞれ統合して、「本人・配偶者限定」と「限定なし」の 2 区分とします。

改定前	改定後
本人限定	本人・配偶者限定
本人・配偶者限定	
家族限定	限定なし
限定なし	

◇ 「配偶者」の定義の改定

「同性パートナー」を配偶者に含めます。(*7) これにより、「同性パートナー」を「配偶者」として補償の対象に含めることや、ノンフリート等級の引継ぎなどが可能になります。

(*7) 「同性パートナーと認められること」および「同居していること」が確認できる資料の提出が必要となります。

◇ その他の改定

当社ご契約者を対象とした「新車買替特約」の適用条件拡大や、中断証明書の発行期間拡大などの改定を実施するほか、ロードサービスの内容についても一部変更を行います。(*8)

(*8) 詳細は、重要事項説明書やサービスガイドをご参照ください。⇒ https://faq.sonysonpo.co.jp/shiryo

ソニー損保の自動車保険は、高品質な事故解決サービスに加え、年間走行距離によるリスク細分などがお客様のご支持をいただき、ダイレクト自動車保険において売上 No.1(*9)のポジションを 16 年間堅持しています。今後も、お客様にとって納得感のある合理的な商品の開発、およびサービス品質の向上を図り、お客様のご期待にお応えできる価値ある商品・サービスの提供に向けた取組みを継続していきます。

(*9) 「売上」とは自動車保険の元受正味保険料を指します。「16 年連続で売上 No.1」については、自動車保険を主にダイレクト販売している損害保険会社の 2017 年度までの各社の発表資料より、ソニー損保が調査したものです。

【報道関係からのお問合せ先】
ソニー損害保険株式会社 経営企画部 広報課　福田／小原　　Tel 03-5744-0330
〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F ｜ https://www.sonysonpo.co.jp/ ｜ https://twitter.com/sonysonpo_pr